

## 西宮市教育委員会互助会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市教育委員会教育人事課(以下「教育人事課」という。)が所管する補助金(補助金等の取扱いに関する規則(昭和 57 年西宮市規則第 81 号)第 2 条第 1 号に該当するものをいう。以下同じ。)の適正な執行を図るため、関係法令及び条例等に定めるもののほか必要な事項を定める。

(補助金の種類及び内容)

第2条 教育人事課が所管する補助金は、別表 1 のとおりとし、補助金の内容は、別表 2 のとおりとする。

(交付決定等)

第3条 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、前条に定める補助金を交付するものとし、教育人事課の職員は、市長権限事務の補助執行に関する規程(昭和 55 年西宮市訓令第 5 号)に基づき、交付決定その他予算執行に必要な事項を専決するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関する市長の指示等がある場合は、これに従わなくてはならない。

付 則

この要綱は、令和4年4月 1 日から実施する。

別表1

	補助金の名称
1	西宮市立学校調理員会計年度任用職員互助会補助金
2	西宮支援学校介助員会計年度任用職員互助会補助金

別表2

補助金の名称	西宮市立学校調理員会計年度任用職員互助会補助金
交付目的	西宮市立学校調理員会計年度任用職員互助会(本表において以下「互助会」という。)が、互助会会員の相互扶助及び福利増進を図るために行う事業に要する経費の一部を補助し、もって本市教育の維持充実及び発展に資することを目的とする。
交付根拠	地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2
補助対象者	互助会
補助対象事業	互助会の行う福利厚生事業
補助対象経費	互助会が行う福利厚生事業に要する経費
補助率又は補助金額	互助会会員が負担する会費と同額
交付時期	四半期毎の概算払
交付条件	
その他補助対象者が遵守すべき事項等	

別表2

補助金の名称	西宮支援学校介助員会計年度任用職員互助会補助金
交付目的	西宮支援学校介助員会計年度任用職員互助会(本表において以下「互助会」という。)が、互助会会員の相互扶助及び福利増進を図るために行う事業に要する経費の一部を補助し、もって本市教育の維持充実及び発展に資することを目的とする。
交付根拠	地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2
補助対象者	互助会
補助対象事業	互助会の行う福利厚生事業
補助対象経費	互助会が行う福利厚生事業に要する経費
補助率又は補助金額	互助会会員が負担する会費と同額
交付時期	四半期毎の概算払
交付条件	
その他補助対象者が遵守すべき事項等	